

学校法人文教大学学園寄附行為

# ○ 目 次 ○

## 学校法人文教大学学園寄附行為

第1章	総 則	1 頁
第2章	目的及び事業	1 頁
第3章	機 関	2 頁
第4章	資産及び会計	13 頁
第5章	解散及び合併	16 頁
第6章	寄附行為の変更	17 頁
第7章	公告の方法その他	17 頁
附	則	18 頁

# 学校法人文教大学学園寄附行為

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は学校法人文教大学学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を東京都品川区旗の台三丁目2番17号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、立正精神を基盤とする人間愛の理念に基づく教育機関を設置運営することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条第1項の目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

(1) 文教大学

大学院	人間科学研究科
	言語文化研究科
	情報学研究科
	教育学研究科
	国際学研究科
教育学部	学校教育課程
	発達教育課程
人間科学部	人間科学科
	臨床心理学科
	心理学科

情報学部	情報システム学科 データサイエンス学科 メディア表現学科
文学部	日本語日本文学科 英米語英米文学科 中国語中国文学科 外国語学科
国際学部	国際理解学科 国際観光学科
健康栄養学部	管理栄養学科
経営学部	経営学科

(2) 文教大学付属高等学校

全日制課程	普通科 家庭科
定時制課程	普通科

(3) 文教大学付属中学校

(4) 文教大学付属小学校

(5) 文教大学付属幼稚園

(収益事業)

第5条 この法人はその収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 出版業
- (2) 印刷業

### 第3章 機 関

#### 第1節 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内
  - (2) 監事 2名又は3名
- 2 この法人に、評議員21名以上23名以内を置く。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関の構成員は、全ての理事及び監事とする。

- 2 理事選任機関は、理事長が招集し、議長にあたる。
- 3 理事選任機関が理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 4 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 6 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関規程で定める。

## 第2節 理事会及び理事

(理事会)

第8条 この法人に理事会を置き、全ての理事をもって組織する。

(理事会の権限)

第9条 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会の招集)

第10条 理事会は毎月1回、理事長がこれを招集する。ただし、8月開催は除く。

- 2 理事長は、必要と認めるとき、前項の規定にかかわらず随時理事会を招集することができる。
- 3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により会議の7日前までに発しななければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は常務理事が理事会を招集する。

6 第10条第5項、第32条第2項及び私立学校法第41条第3項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の議事)

第11条 理事会の議長は、理事長をもってあてる。

2 理事会は、理事総数の過半数の理事の出席をもって成立する。

3 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数をもって行う。

4 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

5 第2項の場合において、理事会に付議される事項について、書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。

(業務の決定の委任)

第12条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第13条 議長は理事会の開催の場所、日時、出席理事、決議事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(理事の数)

第14条 理事の数は17名以上20名以内とする。

(理事の選任)

第15条 理事は次の各号に掲げるものとする。

(1) 文教大学長から理事選任機関において選任された者1名

(2) 専任教職員より選出された理事候補者及び評議員候補者から理事選任機関におい

て選任された者6名以上7名以内

(3) 理事選任機関において選任された者10名以上12名以内

2 前項第2号に規定する理事の選任は、別に定める規則による。

3 第1項第1号において選任された理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 第1項第2号において選任された理事は、理事候補者及び評議員候補者としての資格を失ったときは、理事の職を失うものとする。

(理事の資格)

第16条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の補充)

第17条 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事の任期)

第18条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

3 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、その任期が満了した後でも、後任の理事が選任されるまでは、なお、理事としての権利義務を有する。

(理事長の選任)

第19条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

(理事長の職務)

第20条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

(理事長職務の代理等)

第21条 理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、副理事長又は常務理事が理事長の職務を代理し、理事長の職務を行う。

(副理事長及び常務理事)

第22条 理事（理事長を除く。）のうち1名以上を副理事長又は常務理事とし、理事総

数の過半数の決議により選任する。副理事長又は常務理事の職を解任するときも同様とする。

2 副理事長及び常務理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

(副理事長及び常務理事の職務)

第23条 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第24条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の解任及び退任)

第25条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事選任機関構成員総数の4分の3以上の決議により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(4) 理事たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 理事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事の報告義務)

第26条 理事長、副理事長及び常務理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第3節 監事

(監事の数)

第27条 監事の数とは2名又は3名とする。

(監事の選任)

第28条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止する

ことができる者を選任するものとする。

3 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(監事の資格)

第29条 監事を選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第30条 監事の任期は、第18条の規定を準用する。

(監事の解任及び退任)

第31条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (4) 監事たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事の職務)

第32条 監事の職務は次のとおりとする。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実若しくは寄附行為に重大な違反が生ずるおそれがあることを発見したときは、こ

れを文部科学大臣並びに理事会及び評議員会（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること

(6) 前号の報告をするために必要あるときは、理事長に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行う職務とされたこと

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も同様とする。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（常勤監事の選定及び解職）

第33条 監事のうち1名以上を常勤監事とし、理事会において選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

#### 第4節 評議員会及び評議員

（評議員の数）

第34条 評議員の数は21名以上23名以内とする。

（評議員会）

第35条 この法人に評議員会を置き、次に掲げる評議員をもって組織する。

(1) この法人の専任教職員から選出された理事候補者及び評議員候補者のうちから7名

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうち、理事会において推せんされた者のなかから評議員会において選任した者5名

(3) 理事会において選任した者9名以上11名以内

2 前項第1号に規定する評議員の選任は、別に定める規則による。

3 第1項第1号に規定する評議員は、理事候補者及び評議員候補者の資格を失ったときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の資格)

第36条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員会の招集)

第37条 評議員会は定例及び臨時会とし、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事長が招集する。

2 定例会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、3月に1回開催する。

3 臨時会は理事長が必要と認めたときに招集するほか、評議員総数の10分の1以上の評議員は共同して理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して招集を請求することができる。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により会議の7日前までに通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

(評議員会の議事)

第38条 評議員会の議長は理事長があたる。

2 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、決議することができない。ただし、第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 3 評議員会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる評議員の過半数をもって行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議
- 5 前2項の規定にかかわらず、理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 6 第2項及び第3項の場合において、評議員会に付議される事項につき、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって意思を表示した者は出席とみなす。
- 7 評議員会の議事録は、第13条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合同条中「出席した理事及び監事」とあるを「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。
- 8 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、決議に加わることができない。

(評議員会の意見具申等)

第39条 評議員会は、この法人の業務・財産の状況又は理事及び監事の業務執行について理事及び監事に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は理事及び監事から報告を徴することができる。

(評議員会の職務等)

第40条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 多額の借財及び重要な資産の処分又は譲受けに関する事項
- (4) 理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (6) 収益事業に関する重要事項

(7) 寄附金品の募集に関する事項

(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの  
(理事、監事の出席等)

第41条 理事長、副理事長、常務理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、副理事長、常務理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(評議員の任期)

第42条 評議員の任期は、第18条の規定を準用する。

(評議員の解任及び退任)

第43条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため、職務の遂行にたえ得ないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

## 第5節 会計監査人

(会計監査人の数)

第44条 会計監査人の数は1名とする。

(会計監査人の選任)

第45条 会計監査人は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第47条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第48条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第49条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第50条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会

計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
  - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
  - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
  - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 第4章 資産及び会計

(資産)

第51条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産区分)

第52条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運

用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分制限)

第53条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは理事会において、理事総数の3分の2以上の決議を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第54条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第55条 この法人の業務の遂行に要する費用は、基本財産並びに運用財産のうち、不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学料収入、入園料収入、選抜料収入、又はその他の運用財産をもって支弁する。

2 理事、監事、評議員の報酬は別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(会計)

第56条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第57条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の決議を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第58条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を得なければな

らない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

（決算及び実績の報告）

第59条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後3月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の決議による承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産のうちの積立金に編入し、又は次会計年度に繰越しするものとする。

4 毎会計年度において収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰入れなければならない。

（財産目録等の備付及び閲覧）

第60条 この法人は毎会計年度終了後3月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は前条第1項各号及び前項の書類、監査報告書、会計監査報告、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（情報の公表）

第61条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネット

の利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容。
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容。

(資産総額の変更登記)

第62条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第63条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

## 第5章 解散及び合併

(解散)

第64条 この法人は次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号の事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第65条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において、理事総数の3分の2以上の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第66条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上

の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第6章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第67条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第68条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第69条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人の設置する学校、事務所の管理及び運営に関して必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第70条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、理事、監事が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第71条 理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執

行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金120万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

#### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	小 野 光 洋
同	岡 本 暁
同	森 安之助
同	木 下 秀 山
同	馬 田 和 夫
監 事	阪 本 泰 護
同	田 中 寿

- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和22年4月1日）から施行する。
1. 立正学園中學校設置ノ件認可ス
  2. 立正学園石川台中學校設置ノ件認可ス
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和23年2月26日）から施行する。
1. 立正学園第二中學校設置ノ件認可ス
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和23年3月10日）から施行する。
1. 立正学園女子高等學校設置ノ件認可ス
  2. 立正学園石川台女子高等學校設置ノ件認可ス
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和24年3月31日）から施行する。
1. 立正学園高等女學校廃止ノ件認可ス
  2. 立正学園石川台高等女學校廃止ノ件認可ス
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和25年3月31日）から施行する。
1. 立正学園高等家政女學校廃止ノ件認可ス
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年3月6日）から施行する。
1. 立正学園小学校設置ノ件認可ス
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年3月7日）から施行する。
1. 第1条の「財團法人立正学園」を「学校法人立正学園」と改める。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年3月31日）から施行する。
1. 立正学園玉川小学校 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和27年1月16日）から施行する。
1. 「立正学園第二中学校」を「立正学園溝ノ口中学校」と改める。
  2. 「立正学園玉川小学校」を「立正学園溝ノ口小学校」と改める。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和28年1月31日）から施行する。
1. 立正学園女子短期大学（家政科） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和28年10月1日）から施行する。
1. 立正学園溝ノ口幼稚園 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和29年3月5日）から施行する。
1. 立正学園女子短期大学附設幼稚園教員養成所 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和30年4月1日）から施行する。
1. 「立正学園小学校」を「立正学園石川台小学校」と改める。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和37年4月2日）から施行する。
1. 立正学園女子短期大学（英語英文科・児童科） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和37年12月18日）から施行する。
1. 立正学園女子短期大学（文芸科・栄養科） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和39年3月26日）から施行する。
1. 立正学園女子短期大学附設幼稚園教員養成所 廃止認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和39年12月3日）から施行する。

- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和41年1月25日）から施行する。
1. 立正女子大学家政学部（家政学科） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和42年7月12日）から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和42年8月11日）から施行する。
1. 立正学園溝ノ口中学校 廃止認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和42年12月23日）から施行する。
1. 「立正学園女子短期大学」を「立正女子大学短期大学部」と改める。
2. 立正学園石川台女子高等学校 廃止認可
3. 立正学園石川台中学校 廃止認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和42年12月28日）から施行する。
1. 立正女子大学家政学部（児童学科） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和44年2月8日）から施行する。
1. 立正女子大学教育学部（初等教育課程・中等教育課程） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和44年1月17日）から施行する。
1. 「立正学園中学校」を「立正女子大学教育学部附属立正学園中学校」と改める。
2. 「立正学園小学校」を「立正女子大学教育学部附属石川台小学校」と改める。
3. 「立正学園溝ノ口小学校」を「立正女子大学教育学部附属溝ノ口小学校」と改める。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和45年3月17日）から施行する。
1. 立正女子大学附属幼稚園 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和46年3月23日）から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和48年6月4日）から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和49年10月25日）から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和51年1月10日）から施行する。
1. 立正女子大学人間科学部（人間科学科） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和51年6月9日）から施行する。
1. 「立正女子大学」を「文教大学」に改める。
2. 「立正女子大学短期大学部」を「文教大学女子短期大学部」に改める。
3. 「立正学園女子高等学校」を「文教大学付属高等学校」に改める。
4. 「立正女子大学教育学部附属立正学園中学校」を「文教大学付属中学校」に改める。
5. 「立正女子大学教育学部附属石川台小学校」を「文教大学付属立正小学校」に改める。
6. 「立正女子大学教育学部附属溝ノ口小学校」を「文教大学付属小学校」に改める。
7. 「立正学園溝ノ口幼稚園」を「文教大学付属溝ノ口幼稚園」に改める。
8. 「立正女子大学附属幼稚園」を「文教大学付属幼稚園」に改める。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和55年2月4日）から施行する。
1. 文教大学情報学部（広報学科・経営情報学科） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和55年8月29日）から施行する。
1. 文教大学家政学部（家政学科・児童学科） 廃止認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和56年7月23日）から施行する。

- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和58年6月10日）から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和58年12月14日）から施行する。
1. 「学校法人立正学園」を「学校法人文教大学学園」に改める。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和60年3月14日）から施行する。
1. 文教大学経営情報専門学校経営情報専門課程（商業実務関係） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和60年4月1日）から施行する。
1. 文教大学付属小学校 廃止認可
2. 文教大学付属溝ノ口幼稚園 廃止認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和60年8月12日）から施行する。
1. 「文教大学付属立正小学校」を「文教大学付属小学校」に改める。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和60年12月25日）から施行する。
1. 文教大学情報学部（情報システム学科） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年4月10日）から施行する。
1. 文教大学付属幼稚園 廃止認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年12月23日）から施行する。
1. 文教大学文学部（日本語日本文学科・英米語英米文学科・中国語中国文学科） 設置認可
2. 文教大学女子短期大学部児童科Ⅱ部 廃止認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年3月29日）から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年12月22日）から施行する。
1. 文教大学国際学部（国際学科） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年3月16日）から施行する。
1. 「立正幼稚園」を「文教大学学園幼稚園」に改める。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年11月18日）から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年3月19日）から施行する。
1. 文教大学大学院（人間科学研究科） 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行する。
1. 「文教大学 教育学部（初等教育課程）」を「文教大学 教育学部（学校教育課程）」と改める。
2. 文教大学人間科学部（臨床心理学科） 設置認可
3. （文教大学の教育学部初等教育課程の存続に関する経過措置）  
文教大学の教育学部初等教育課程は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。
1. 文教大学大学院（言語文化研究科） 設置認可
2. 文教大学経営情報専門学校経営情報専門課程（商業実務関係） 廃止認可
- 附 則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年10月22日）から施行する。
1. 文教大学国際学部（国際コミュニケーション学科・国際関係学科） 設置認可

- 附 則 平成12年2月3日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。
1. 「文教大学女子短期大学部 文芸科・英語英文科・栄養科・家政科」を「文教大学女子短期大学部 現代文化学科・英語コミュニケーション学科・健康栄養学科・ライフデザイン学科」と改める。
  2. (文教大学女子短期大学部の文芸科・英語英文科・栄養科・家政科の存続に関する経過措置)  
文教大学女子短期大学部の文芸科・英語英文科・栄養科・家政科は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該科に在学する者が当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年8月1日)から施行する。
1. 文教大学教育学部(中等教育課程) 廃止認可
- 附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年10月28日)から施行する。
1. 文教大学教育学部(心理教育課程) 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
1. 文教大学女子短期大学部(英語コミュニケーション学科) 廃止届出
- 附 則 この寄附行為は、平成16年10月19日から施行する。
1. 文教大学女子短期大学部(現代文化学科・ライフデザイン学科) 廃止届出
- 附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年11月30日)から施行する。
1. 文教大学大学院(情報学研究科・国際協力学研究科) 設置認可
  2. 第47条2私立学校法施行規則に定める届出事項を加える。
- 附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年3月9日)から施行する。
1. 私立学校法の一部を改正する法律 変更認可
- 附 則 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
1. 「文教大学学園幼稚園」を「文教大学附属幼稚園」に改める。 変更届出
  2. 文教大学国際学部(国際学科) 廃止届出
- 附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年11月30日)から施行する。
1. 文教大学教育学研究科 設置認可
- 附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成19年4月27日)から施行する。
- 附 則 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
1. 「文教大学国際学部国際コミュニケーション学科・国際関係学科」を「文教大学国際学部国際理解学科・国際観光学科」と改める。 変更届出
  2. 文教大学人間科学部(心理学科) 設置届出
  3. (文教大学国際学部国際コミュニケーション学科、国際関係学科の存続に関する経過措置)  
文教大学国際学部国際コミュニケーション学科、国際関係学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年5月15日)から施行する。  
(文教大学国際学部国際コミュニケーション学科、国際関係学科の存続に関する経過措置)

文教大学国際学部国際コミュニケーション学科、国際関係学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年10月30日）から施行する。

1. 文教大学健康栄養学部管理栄養学科 設置認可

附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年6月6日）から施行する。

1. 文教大学女子短期大学部健康栄養学科 廃止認可

附 則 この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

1. 文教大学情報学部（情報社会学科・メディア表現学科） 設置届出

2. 文教大学経営学部経営学科 設置届出

附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年4月30日）から施行する。

附 則 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

1. 文教大学大学院国際学研究科 設置届出

附 則 この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

1. 文教大学大学院国際協力学研究科 廃止届出

2. 文教大学文学部外国語学科 設置届出

附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年10月25日）から施行する。

1. 第46条資産総額の変更登記 変更認可

附 則 この寄附行為は、理事会承認の日（令和元年5月28日）から施行する。

1. 文教大学情報学部（広報学科・経営情報学科） 廃止届出

附 則 令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

1. 私立学校法の一部を改正する法律 変更認可

2. 文教大学教育学部発達教育課程 設置届出

附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年3月5日）から施行する。

1. 理事定数・監事定数・評議員定数 変更認可

附 則 この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

1. 「文教大学情報学部情報社会学科」を「文教大学情報学部データサイエンス学科」と改める。  
変更届出

2. （文教大学情報学部情報社会学科の存続に関する経過措置）

文教大学情報学部情報社会学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、令和7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

1. この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4項は令和7年3月31日から、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から、それぞれ施行する。

2. この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

3. 前項の規定にかかわらず、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、旧寄附行為第13条第1項第1号の規定は適用せず、旧寄附行為第12条に定める理事の定数は14人以上18人以内とする。
4. 令和7年3月31日に在任する役員又は評議員であつて、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。なお、校長（大学長を除く）・研究科長・学部長、局次長・部長の役職に基づき選任されている理事又は評議員においても、その役職の任期に関わらず、同様の措置とする。

附 則 この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

1. 文教大学教育学部心理教育課程 廃止届出